

## 第39号議案

### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

#### 1 相 手 方

(1) 所在地 東京都千代田区岩本町2丁目2番4号  
PMO神田岩本町II 11階

(2) 名 称 株式会社両毛システムズ 東京支社

#### 2 事案の概要

戸籍情報システム賃貸借について、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を変更する必要があり、これに伴い損害賠償金を支払う必要性が生じた。

#### 3 損害賠償額 金1,221,000円

上記金額の内訳

損害賠償金 金1,221,000円

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

#### 提 案 理 由

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。